

東京医療保健大学医療保健学部広報・システム委員会規程

(設置)

第1条 医療保健学部の広報活動の充実を図るため、医療保健学部広報・システム委員会（以下「委員会」）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部各学科において任命する教員
- (2) 五反田事務部長
- (3) 世田谷事務部長
- (4) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (5) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 学内外の広報活動に係る企画・立案に関すること
- (2) 情報ネットワークを利用して行う広報活動に関すること
- (3) オープンキャンパス及び入試説明会等に関すること
- (4) その他、広報活動に関すること

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、世田谷事務部で行う。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年2月15日から施行する。
この規程は、平成22年12月8日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。